

## 香川県条例第12号

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(既存の病床数及び申請に係る病床数の補正)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 放射線治療病室の病床については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに同号の当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p>	<p>(既存の病床数及び申請に係る病床数の補正)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たり行う補正是、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 放射線治療病室の病床、<u>無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療の終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの</u>については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに同号の当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、<u>無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療の終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの</u>の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該申請があつた日前の直近の9月30日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定す</p>

3 前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに同号の当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床の数は、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

る数によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに同号の当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療の終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されることが見込まれるもの数は、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。